

令和7年度8月 第5回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年8月20日（水） 午前10時00分 ～ 午前10時28分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	出席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	村井 祝仁
			大村 帆乃香

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案 1 8 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案 1 9 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案 2 0 農地中間管理事業法第 1 8 条第 1 1 項の規定による要請について
日程第 6	報告 1 5 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告 1 6 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は13人、推進委員の出席数は9人です。武藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和7年度8月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
3番山田昌弘委員及び5番竹嶋肇委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

それでは、議案第18号について説明いたします。

申請番号3-13番につきまして、説明いたします。

参考資料は1～2ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、森山番上地内の田、所有権移転による経営開始となっております。経営開始となっておりますが、申請者は、本申請地を使用貸借で50年以上耕作してきましたが、この度、譲渡の相談があり、取得することとなりました。

申請番号3-14番につきまして、説明いたします。

参考資料は3～6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、七宝町川部三反田・市ノ坪・北ノ町・植田地内の田及び植田地内の畑で、所有権移転による経営拡大となっております。

申請番号3-15番につきまして、説明いたします。

参考資料は7～8ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、乙之子六畝物地内の田で、調停による遺産分割受贈となっております。

申請番号3－16番につきまして、説明いたします。

参考資料は9～10ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、七宝町遠島大切戸地内の田で、所有権移転による経営拡大となっております。

譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、8月18日に木村日登美委員と宮崎君恵委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 議案第18号につきましては、木村日登美委員と宮崎君恵委員に現地確認を行っていただきました。代表して木村委員から現地の状況について報告願います。

木村委員 議案第18号につきまして、現地確認を行いました。耕作に関して問題ありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び木村委員から説明・報告がありました。議案第18号について、何かご質問等がございますか。

村上委員 申請番号3－16番について、取得者が法人となっているが、法人が農地を取得する要件は何でしょうか。

事務局 法人が農地を取得するには、公開会社でない株式会社であることとする法人形態要件、主たる事業が農業であることとする事業内容要件、農業関係者が総議決権の過半を占めることとする議決権要件、役員の過半が農業常時従事する構成員であることとする役員要件があり、当該法人は全ての要件を満たしております。

村上委員 当該法人の役員は何人いますか。

事務局 3人です。

議 長 申請に当たり登記簿謄本は提出されていますか。提出されている場合、登記簿謄本に記載されている事業内容は何でしょうか。

事務局 提出してもらっています。主に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業等及び農業経営、農作業に関する作業の受託等が事業内容となっております。

辻本委員 障害者雇用が増えている中、就労支援事業として農業を主としている事業所もある。名古屋市内にも農地を借りたり、農地を所有して、ハウス型や室内型で支援事業を行っている事業所もあります。

議 長 他にご質問はございませんか。
他にご質問も無いようですので、採決に移ります。
議案第 18 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第 18 号は承認されました。

議 長 日程第 4 議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

この議案には、伊藤委員に関する事項があります。

あま市農業委員会総会規則第 17 条の規定により、伊藤委員には一時退席していただきます。

(伊藤委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

それでは、議案第 19 号について説明いたします。

申請番号 5－7 番につきまして、説明いたします。

参考資料は 11～12 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、七宝町安松二丁目地内の畑、一般住宅への転用で、使用貸借権の設定となっております。譲受人は、現在、蟹江町内のアパートで、夫と子ども 2 人の 4 人で生活しておりますが、子どもの成長に伴って家財道具が増えてきたことや、部屋数が少ないことでプライバシーも守ることができないことに困っていたところ、親から当該土地の譲受の内諾をもらったため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、10ha 未満であるので、農地区分は、第 2 種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため転用の許可が見込めます。

申請番号５－８番につきまして、説明いたします。

参考資料は１３～１４ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、花正七反地地内の田、駐車場への転用で、所有権移転となっております。譲受人は、申請地の東側隣接地に本店を置き、自動車部品の製造・加工業を営んでおります。本店の東側道路向かいに駐車場を設けておりますが、従業員の増加に伴い、駐車場が不足していたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地で、農地区分は、第３種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号５－９番につきまして、説明いたします。

参考資料は１５～１６ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は、下萱津未見取地内の畑、駐車場への転用で、所有権移転となっております。譲受人は、申請地付近に本店を置き、鉄・非鉄金属・紙・プラスチック等のリサイクル業を営んでおります。申請地の南北にも駐車場を所有しておりますが、従業員の増加に伴い、駐車場が不足していたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地で、農地区分は、第３種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、８月１４日に海部農林水産事務所と、また、８月１８日に木村日登美委員と宮崎君恵委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 議案第１９号につきましては、木村日登美委員と宮崎君恵委員に現地確認を行っていただきました。代表して木村委員から現地の状況について報告願います。

木村委員 議案第１９号につきまして、現地確認を行いました。耕作に関して問題ありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び木村委員から説明・報告がありました、議案第１９号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので、採決に移ります。
議案第１９号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委

員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第 19 号は承認されました。
それでは伊藤委員に戻っていただきます。

(伊藤委員入室)

議 長 日程第 5 議案第 20 号「農地中間管理事業法第 18 条第 1 項の規定による要請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
それでは、議案第 20 号について説明いたします。
本件は、中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるよう、愛知県農地中間管理機構に対して要請するものです。機構が定めた計画を愛知県が認可・公告を行うことで利用権が設定されます。農地所有者は、3 名。貸付地は、12 筆、5,527.61 m²。借受者は、2 名となっております。権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響はなく、また、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。以上です。

議 長 ただ今、事務局及から説明がありました、議案第 20 号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので、採決に移ります。
議案第 20 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第 20 号は承認されました。

議 長 日程第 6 報告第 15 号「農地法第 5 条の規定による届出について」、報告第 16 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を事務局から報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さ
までした。
 次回の農業委員会でございますが、９月１９日（金）午前１０時からの予定
です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年9月19日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 山田 昌弘

署 名 委 員 竹嶋 肇